

質問番号	15
------	----

平成27年第3回定例会

答弁資料（一般質問）

一問一答方式

質問者 中西 智子 議員

質問要旨

障がいのある市民が、尊厳をもって自分らしく地域で暮らし自立できるための施策について

- ① 障がい者のおかれている現状と課題
- ② 日常生活や社会活動の支援について
- ③ 就労支援について

答 弁 者 健康福祉部長

1. 障がい者市民のおかれている現状と課題について

①さまざまな障がい特性に寄り添った多様な支援策が求められている。障がいがあっても、尊厳をもって地域で暮らし、自己決定できることは、高齢者にも通じる普遍的な実現すべき課題である。

今日、障がい者市民をとりまく現状と課題について、市の認識を問う。具体的な課題も含めて答弁を求める。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

障害者市民をとりまく現状と課題については、従来からノーマライゼーションの理念に基づき、「第3次箕面市障害者市民の長期計画」及び「第4期箕面市障害福祉計画」において、生活環境、雇用・就労、保健・医療、療育・教育、権利擁護、社会参加等の各分野について課題を設定し、解決をめざした施策を推進することとしています。

中でも、障害者が地域で安心して生活を継続できるよう、グループホーム等の住まいの場及び日中活動や就労の場の充実を進めていくことが重要な課題であると考えています。特に、障害当事者の高齢化・重度化とあわせてご家族の高齢化も進んでおり、いわゆる「親亡き後」も安心し

て、住み慣れた地域での生活を続けていただけるための支援が重要であると考えています。

以上でございます。

<追加質問>

グループホーム等の住まいの場の確保や、親亡きあとの支援は大変重要な課題のひとつであり、あらゆる障がい者市民に共通する課題である。そのほかについて、例えば精神障がい者への差別や偏見は未だ根強く、当事者や家族への支援が欠かせないと考えるが、精神障がい者の現状・課題については、市はどのように考えているか？

<答弁>

「精神障害者の現状と課題」について、ご答弁いたします。

精神疾患は、平成23年度に国において都道府県が作成する医療計画に加えることとされ、いわゆるがん・脳卒中等の5大疾病に含まれることとなりました。その患者数は、全国で320万人を超え、5大疾病の中で最も多い状況となっており、精神障害者のかたがたの地域生活・地域活動を支援するニーズは、近年ますます高まっていると認識しています。

本市では、平成15年に、精神障害者地域活動センターの移転に伴う反対運動、いわゆる施設コンフリクトが発生しました。また、現在におきましても、大変残念なことでありますが、精神障害を理由に賃貸住宅への入居を拒否されるな

どの状況があり、差別や偏見が根強く存在していると認識しています。

市としては、施設コンフリクト等の人権侵害が起きないまちづくりを進めるため、精神障害者地域活動支援センター「パオみのお」を中心として、精神障害に関する講演会や映画会など、障害特性や人権についての理解を深めるための市民啓発活動や、小学校等における交流の促進などの取り組みを継続しているところです。

以上でございます。

2. 日常生活や社会活動の支援について

具体的な支援策の進捗等について質問する。

- ②-1 日中活動の場の確保について。あかつき園やワークささゆりは通過施設であり、その後の進路について生活介護事業所やグループホームが不足している。この課題について、市は「民間の力による基盤整備を含めて今後拡大に向けて尽力する」との見解だが、現在の進捗を教えてください。

<答弁>

「日中活動の場の確保」について、ご答弁いたします。

市立あかつき園及びワークセンターささゆりに通所しておられる方々をはじめ、重度障害者のかたがたが、自分らしく有意義に日々を過ごしていただくための日中活動の場の確保は、重要な課題と認識しています。

現在の市立施設は、利用機会の公平性を保つため、定員を超える利用希望がある場合には、利用年数の長いかたから、順に他の事業所に移行していただく、通過施設と位置づけています。

こうした重度障害者の方々が、次にご利用いただける施設は、近隣市の民間事業所も含めて増えつつありますが、まだ十分に確保されているとは言い難い状況です。

このため本市では、近隣市で重度障害者の日中活動の場

を運営されている民間事業者に対し、市内のニーズ及び日中活動事業所の不足状況について説明するとともに、本市内での事業所の開設等を要請しているところです。

さらに、市立あかつき園の建て替えの検討においては、今後10年間を見据えた利用者ニーズを満たすことができるよう、必要な施設規模及び施設数について検討しているところです。

また、グループホームについては、市内の法人により、その新設・拡大が検討されているところであり、市としては、市内のニーズ及び不足状況について説明するとともに、積極的な開設を働きかけているところです。

以上でございます。

②-2 親の高齢化に対応するため、地域生活の保障、とくに子の将来を危惧する声について。

- ・「終の棲家」の整備や体制、核となる施設などの具体的検討は？
- ・グループホームの数が不足しており、物件や世話人の確保について、市にできることについての考えは？
- ・あかつき福祉会の土地活用や、市の保有する施設や土地の提供などの検討は？
- ・人材確保や養成についての考えは？
- ・運営法人との連携・協議の進捗は？

<答弁>

「地域生活の保障」について、ご答弁いたします。

市としても、障害者市民が安心して地域生活を続けることができる環境整備が最重要であると考えており、現在、あかつき園の建て替えを契機とした、市内における施設ニーズへの対応を検討するとともに、その社会資源の一つとしてグループホームの充実も必須であると認識しています。

先日の武智議員さんの一般質問でもご答弁いたしましたとおり、グループホームについては、地域に密着した生活基盤として重要であると考え、箕面市障害者市民の長期

計画等において重点施策と位置づけています。本市独自の施策としては、グループホームの整備や借り上げにかかる補助等を行っており、今後ともニーズの状況をふまえながら適切な制度運用を図ってまいりたいと考えています。

また、運営法人と意見交換するなど、密に連携しながら、実際に必要となる物件や人材確保の方策についても、どのような工夫ができるのか検討していきます。

以上でございます。

<追加質問>

市が保有する土地や施設を有効活用することで、運営法人を後押しすることについて、明確な答弁がなかった。確認しておきたいので再度答弁を。

<答弁>

「市有土地・施設や空き家等の借り上げによる支援」について、ご答弁いたします。

先ほどご答弁いたしました、あかつき園の建て替えを契機とした今後の市内施設の検討に当たっては、当然、施設の位置や規模、整備手法も含めて検討しているものであり、その中で、市が所有する施設や土地の有効活用も有力な手段となります。

以上でございます。

②-4 成年後見・権利擁護について、市は研修会などを開催してきたが、高齢者を含め、利用が進まない。「計画相談」のなかに法人後見人が一人でも入れたらよいのに、というご家族の声もある。総合的な将来に向けた支援の場としての権利擁護センターや、体制づくりについての市の見解を問う。

<答弁>

「成年後見・権利擁護」について、ご答弁いたします。
成年後見制度は、先ほどの「親なきあと」を支えるためにも重要な制度であり、さらなる普及を図っていきたいと考えており、昨年度も成年後見制度のシンポジウムを開催いたしました。また、生涯を通して安定的にご本人の自己決定を保障するという観点から、法人後見についても有効であると認識しており、これまでも先進事例の研究や、関係機関や当事者団体も参加した勉強会・意見交換会などを積み重ねています。先進事例によりますと、法人後見や権利擁護センターが発展・定着していくには、核となる法人とキーパーソンが必要であり、一朝一夕には実現できませんので、今後も、関係機関や団体とも協議・調整を進めながら、体制づくりを検討していきたいと考えています。

以上でございます。

②-5 あかつき園の建て替え素案作成に向けた、進捗状況について問う。まずは素案作成までに当事者（家族）の声を聴いて計画素案をつくり、再度当事者（家族）の意見を聞く、という流れが望ましい。日中活動の資源、どのような機能を持たせるのか、法人を撒きこむことについてなど、この間の進捗を問う。

<答弁>

「あかつき園の建て替え」について、ご答弁いたします。

市立あかつき園は、開設から37年が経過し、老朽化への対応や施設の有効活用の観点から、建て替えが必要と考えています。このため、10年先を見据えた利用者数を推計し、最適な施設規模及び運営形態を検討の上、構想素案を作成する予定です。

構想素案の作成にあたっては、これまで「箕面手をつなぐ親の会」「箕面市肢体不自由児者父母の会」「あかつき園・ワークセンターささゆり保護者会」から毎年お聴きしているご意見を十分にふまえる考えです。

その上で、適切な時期に、当事者や関係団体、さらには「あかつき福社会」、箕面市障害者市民施策推進協議会などから、幅広くご意見をお聞きし、まとめていく予定です。

。

また、建て替え後の施設の機能につきましては、重度障害者の日中活動の場となる生活介護事業を主軸として、相談支援機能など、地域生活を支援する上で必要な機能についても、検討したいと考えています。

以上でございます。

<追加質問>

現在の進捗状況について尋ねたが、答弁いただけていない。答弁を求める。また、当事者・家族へのヒアリングは、ご家族の強い要望でもある。これまでも毎年、聴いてきたから必要なし、というのではなく、素案をまとめる前に意見交換をおこなってほしい。再度、答弁を求める。

<答弁>

「現在の進捗状況と意見交換」について、ご答弁いたします。

あかつき園の建て替えにつきましては、建て替えのみを単体で捉えているのではなく、10年先を見据えた全市的なサービスニーズを踏まえて、市全体の通所施設のあり方と整備手法の検討を進めているところです。

また、当事者やご家族へのヒアリングにつきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、手をつなぐ親の会や肢体不自由児者父母の会など、当事者・家族団体とは毎年複数回、意見交換の場も設けており、今後も適宜、当事者及び関係団体などから幅広くご意見をお聞きし、構想を策定していく予定です。

以上でございます。

②-6 精神障がい者の医療費や公共交通の助成について、大阪府の動きは？府が整備するまでのあいだ、市が支援できることについての考えは？

<答弁>

「精神障害者の支援」について、ご答弁いたします。

まず精神障害者への医療費及び公共交通への助成について、本市議会でも、平成26年12月議会で意見書が採択され、大阪府や関係機関へ要望したところです。次に、大阪府の動きですが、障害者医療費助成については、精神障害者への適用も含め、全体的な見直しについて検討されています。また、公共交通運賃割引の精神障害者への適用については、府から国へ働きかけをされています。

府が整備するまでの間、市が支援できることについては、障害者医療費助成は、府市協調事業であり、府の方針が明確でない中で、市が単独で持続可能な制度設計を行うことは困難です。また公共交通運賃割引につきましても、各公共交通事業者がその事業運営の中で実施すべきものがありますので、市の単独負担による実施は困難ですが、引き続き、国・府や公共交通事業者に働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

3. 就労支援について

- ③ー1 「障害者雇用支援法」、「法定雇用率」の改正、「生活困窮者自立支援法」などの状況変化の中、障がい者市民の就労支援の現状と課題、展望について（市の理念も含めて）問う。

<答弁>

「就労支援の現状と課題、展望、市の理念」について、ご答弁いたします。

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくるために、非常に重要であると認識しています。このため、平成2年に財団法人箕面市障害者事業団を設立し、一般就労の促進をはじめ、障害者の職域拡大と働く場づくりを推進するとともに、ハードルの高い一般就労と福祉的就労との狭間を埋める中間的な就労の場として、本市独自の「社会的雇用」制度を推進してきたところです。

平成26年度の実績では、障害者事業団をはじめとする市内の就労移行支援事業所3か所および同事業団が運営する「障害者就業・生活支援センター」を通じ、合計42人の一般就労を実現したところです。また、社会的雇用事業所4か所では、合計61人の働く障害者に対し、補助金

を交付しています。

今後、障害者雇用促進法の改正など、国における障害者雇用政策の進展をふまえ、本市においても引き続き、障害者の就労支援及び働く場づくりについて、積極的な取り組みを進めていきます。

また、障害者総合支援法に基づく「就労継続支援」事業所や、「生活介護」事業所などの状況ですが、現在、市内の事業所数は、就労継続支援B型が11か所、就労継続支援A型が1か所、生活訓練が1か所、就労移行支援が3か所、生活介護が8か所となっています。平成26年度実績としては、月平均381人のかたが、これらの事業所に通所されました。

引き続き、多様な就業及び活動の機会を提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

③-2 存続が危うくなっている社会的雇用事業所への支援について、市も重要な課題と受け止めて検討していくという前向きな姿勢である。具体的な支援策、またはその方向性について問う。

<答弁>

「社会的雇用事業所の支援策」について、ご答弁いたします。

本市独自の制度である「障害者の社会的雇用制度」は、一般就労には至らない障害者の就労の場を確保するという重要な意義を持つものと考えています。本市では、現在4つの障害者事業所に対し、最低賃金以上の支払と雇用保険の加入を条件に障害者賃金の4分の3の補助、援助者賃金の一部補助、作業設備等の一部補助を実施しています。

これらの事業所においては、障害者賃金、援助者賃金、作業設備等の運営経費について、市の補助を受けながら、各事業所の収益事業により、その経費を賄い、事業所を運営されています。このため、各事業所の収支状況によっては、運営が赤字となる年度もあると認識しています。

本市では、各事業所の存続について、可能な範囲内で、最大限の支援を行いたいと考えており、現在、障害者優先調達及び市指定ゴミ袋の製造作業のワークシェアを進め

ています。今後も引き続き、その収益拡大を支援していきます。

以上でございます。

<追加質問>

例えば、「障がい者1000人雇用」を施策としてとりこんでいる総社市では、コンビニエンスストアに市として掛け合って、クッキーなどの（事業所の生産品）を店頭に置いてもらう、ということを経力的におこなっている。この取り組みは、箕面市でも参考にできるのではないか？

<答弁>

「販路拡大」について、ご答弁いたします。

焼き菓子などの食品や日用品を生産・販売している障害者事業所にとって、販路拡大は重要な課題であると認識しています。

このため本市では、平成21年度から平成22年度にかけて、国の緊急雇用創出基金事業を活用し、販路拡大を含めた「障害者授産製品販売促進等委託事業」を実施しました。

今後も、優先発注の充実に図りつつ、さまざまな手法の研究など、各事業所と連携し、販路拡大や収益向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

③ー３ 雇用受け入れ先の拡大にむけた動きと推移、先進市の取り組みについての調査・研究について問う。

<答弁>

「雇用受け入れと先進市の取り組み」について、ご答弁いたします。

まず、障害者雇用の受け入れ先については、「障害者就業・生活支援センター」の運営を行う箕面市障害者事業団によると、現在約100件の協力先を確保しており、毎年度、約20件から30件の新規協力先を開拓するなど、順調に増加しています。

次に、先進市の取組み研究等については、まずは「障害者就業・生活支援センター」において、北摂地域や大阪府内はもとより、全国各地での研修や交流の場を通じ、先進事例の研究や、各地の障害者就労支援事業所との、課題共有・情報共有等を進めていただき、本市も連携しているところです。

以上でございます。

<追加質問>

先進市のとりくみについて、人口約6万5000人の総社市において、「障がい者1000人雇用」を施策推進している。市をあげての意気込みに圧倒された。協力先の開拓は、当初は一朝一夕には進まなかったそうだが、総社市では、就労後のフォローも学ぶべきものがあった。箕面では、就労後の定着率はいかがか？またフォロー体制はどのようになっているか？

<答弁>

「就労後の定着率、フォロー体制」について、ご答弁いたします。

総社市の取組みにつきましては、本市の「障害者就業・生活支援センター」においても、既に情報収集と交流を行っているところです。

本市における障害者の就労後の定着率ですが、「障害者就業・生活支援センター」による就労支援を受けたかたの、就職後1年時点の職場定着率は94%、2年時点では90%となっています。

就労後のフォロー体制としては、「障害者就業・生活支援センター」において、必要に応じ、大阪障害者職業センターによる訪問型職場適応援助者、いわゆるジョブコーチの制度等を活用し、職場への訪問や、本人・事業所の双方

への支援を行っています。こうしたしっかりとしたフォローをしているからこそ、高い定着率を実現していると認識しています。

また、就職実現後も定期的に集まる場を設けるなど、相談・フォローを継続しており、やむを得ず離職せざるをえなくなった場合についても、再就職等に向けた支援を行うようにしています。

以上でございます。

<追加質問>

Nプランでは、「雇用促進と就労支援」について、「精神障がい者の雇用義務化などによる、障害者の雇用の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、ひき続き積極的な取り組みを進める」とある。

そこで、精神障がい者の、市の雇用実績はどのようになっているか？

また、総合評価入札制度における、障害者雇用状況の評価の実施状況はどのようになっているか？

<答弁>

「精神障害者の市の雇用実績と総合評価における障害者雇用状況の評価」について、ご答弁いたします。

本市では、これまで、障害者の採用については、別枠採用を行っていますが、精神障害者については、今のところ実績はありません。精神障害者の採用については、今後、庁内での職場実習の検証を踏まえながら、研究していきます。

また、総合評価入札制度においては、福祉への配慮に関する選択評価項目として、障害者雇用率の状況や新規雇用予定など障害者雇用を評価することとしており、今年度上半期におきましても、11件中5件の契約において、評価

項目に盛り込みました。

以上でございます。

③-4 過去3か年の工賃の推移、優先調達の実況と課題、工賃アップの状況、市の具体的な工賃向上策を問う。

<答弁>

「優先調達と工賃向上策」について、ご答弁いたします。

まず、過去3か年の工賃の推移ですが、市内就労継続支援B型事業所の平均工賃額としては、平成24年度が月13,602円、平成25年度が月14,254円、平成26年度が月14,212円となっています。

次に、障害者優先調達推進法に基づく取組みについてですが、障害者事業所への市からの発注額は、平成26年度実績で約3,900万円となり、取組み開始前の平成24年度と比べて、約7倍となっています。平成24年度と比較して、工賃が約2倍に増加した事業所もあります。

次に、その課題と今後の支援策ですが、現在は優先調達の対象が主に消耗品の購入となっていることから、今後、食品等の取扱いを増やすための方策を検討しているところです。

あわせて、市指定ゴミ袋の製造作業のシェアについては、あかつき福祉会の協力を得ながら、さらに進めていきたいと考えています。

以上でござります。

<追加質問>

売上から差し引く経費について、現在、あかつきでは専ら就労支援事業に従事していない本部職員の人件費や、直接経費ではない水光熱費が計上されている。製袋機を動かす電気代ならまだ分かるが、製袋事業に全く関係のないガス代や水道代まで計上されているのは、工賃向上を目指すという目的からは相反する行為だと思われるが、いかがか？

<答弁>

「売り上げから差し引く経費」について、ご答弁いたします。

本部職員の人件費については、就労支援事業に関わっている部分について、就労支援事業の経費として計上することが可能であると厚生労働省に確認済みです。

また、水道光熱費は、複数の事業に共通する、いわゆる共通経費であるため、平成27年第1回定例会の一般質問でご答弁いたしましたとおり、平成13年3月の厚労省通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に準じて、按分することとされており、ご指摘の「工賃向上を目指すという目的からは相反する行為」には当たらないと考えます。

以上でございます。

<追加質問>

市指定ごみ袋製造のシェアについて、30Lのごみ袋を、クリーンセンターでは1枚、11.34円で購入している。それを、シェアした事業所は、1枚1.28円で、あかつきから委託されている。本年第1回定例会において、フェアなシェアとはいえないのではないかと議論した。その時の市の答弁は、「シェアしている事業所も、あかつきの利用者も、同じように1枚につき1.28円である」という内容だった。しかし、私が調査したところ、シェア事業所の製袋事業における時給換算は約200円。それに対してあかつきでは、同じく時給換算すると782.8円。この差をどう考えるか？

<答弁>

「時給換算の差」について、ご答弁いたします。

製袋事業のシェアにおける単価は、製造するゴミ袋1枚あたりの単価が基本となっています。

したがって、製造枚数によって受け取る工賃額も変動する仕組みとなっています。

なお、平成26年度の製造総数は約754万枚、そのうち、シェア分が約153万枚、あかつき福祉会分が601万枚となっています。時給の差については、作業量に応じた結果であると認識しています。

以上でございます。

<追加質問>

製袋事業のシェアについて、これまでの経緯からあかつき福祉会が中心となって取り組まれているが、あかつき園設立当初の目的は、十分に達成されたのでは。今後、箕面市の事業所全体の工賃向上を考えた場合、ここで一旦リセットして、あかつき福祉会と障害者事業団が協働で製袋事業にとりくみ、やがては事業団が司令塔となって仕切る、というのが本来、目指すべき方向だと考える。公平で透明性のある製袋事業のシェアで、市内事業所の工賃アップを目指していただきたいが、いかがか？

<答弁>

「製袋事業の今後」について、ご答弁いたします。

市指定ゴミ袋の製造は、平成5年度にワークセンターささゆりが、開所した際、その授産事業として位置づけ、開始したものであり、現在におきましても、あかつき園・ワークセンターささゆりにおける生産活動の中心となっています。

一方で、市内作業所全体の工賃向上支援策の一環として、昨年9月から製袋事業のシェアを進めていますが、シェアの開始にあたっては、箕面市障害者事業団が中心となって、旧障害者福祉作業所等に働きかけを行ったものです。今後も、障害者事業団による職種開拓の観点も意識しながら

ら、取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。